

生徒心得

「明朗で秩序があり叡智と勇氣に満ちた学校」のために、生徒は次の規則を尊重しなければならない。

第1章 通則

- 1 民主主義の真の意義をわきまえ、すべての行動は各自の良識で判断し、本校生徒としての誇りを持ち、品位のある自主的な行動をとる。
- 2 校内外を問わず、人間関係の基本である挨拶を励行し、節度ある言動をする。
- 3 授業の予習と復習に努め、自主的な学習態度を養うとともに、各自の責任を自覚し、学級や生徒会の運営に協力する。
- 4 生徒は常に身分証明書を携帯する。

第2章 服装

- 1 服装・頭髮は、時代の風潮に流されることなく、質素・清潔・端正を心がける。
- 2 制服は、巻末の「制服ガイド」の通りとする。
- 3 校章をブレザーの襟につける。式典は標準服を着用する。ただし、暑い時期は任意とする。
- 4 スカート着用時のソックスは、紺色または黒色とする。膝上、くるぶし丈など極端な丈のものは避ける。防寒用に黒色のタイツを認める。また、黒色のタイツと黒色のショートソックスとの重ね着も認める。
- 5 通学用靴は、革靴もしくは運動靴とし、通学の安全性を確保できるものとする。
- 6 寒い時期は正規の制服の上から防寒着の着用を認めるが、質素で通学に適した形状や色のものを着用する。
- 7 通学用靴は、革靴もしくは運動靴とし、通学の安全性を確保できるものとする。
- 8 頭髮は、脱色・染髪等、手を加えてはならない。
- 9 化粧をしたり、指輪やピアス等のアクセサリーをつけたりしてはならない。
- 10 特別な事由により、異装を必要とする時は、許可を受ける。
- 11 休日など部活動のために登校する場合の服装は、制服又は部活動で定めたものとする。

第3章 校内・校外生活

1 校内生活

- (1) 時間にゆとりをもって登校する。欠席・遅刻をする場合は、保護者(等)にメールで学校へ連絡してもらう。
- (2) 遅刻して登校した時は、職員室に寄り、学級担任または学年の教師に申し出、理由を伝えた上で教室に向かう。教室では授業担当教師にも理由を伝える。
- (3) 早退、欠課、外出する時は、学級担任の許可を得る。
- (4) 私物の管理を徹底する。ロッカーは指定された場所を使用し、整理整頓を心がける。貴重品はなるべく持ち込まない。持ち込む必要がある場合は、担任に預けるか各自のロッカーに鍵をかけて保管し、責任をもって管理する。
- (5) 公共物は常に大切に使用する。万一破損した場合は、速やかに届け出る。
- (6) 施設、器具等の学校所有物を使用したい時は、管理責任教師の許可を受ける。
- (7) 拾得物や遺失物は学級担任又は生徒課の担当教師へ届け出る。
- (8) 登校後から下校まで、原則敷地内での携帯電話・スマートフォンの使用を禁止する。ただし、授業、行事、部活動等で担当の教師が必要と認める時は例外とする。

2 校外生活

- (1) 飲酒、喫煙、薬物乱用、万引き等、法律に触れる行為をしてはならない。
- (2) パチンコやレース等の賭博場、成人映画館、酒場など風紀を乱すおそれのある場所に立ち入らない。
- (3) 深夜外出(23:00~4:00)は禁止する。
- (4) アルバイトは原則として禁止する。特別な事情がある場合、担任に相談の上「願」を提出し、許可を得る。

第4章 通学及び交通安全

- 1 本校は周辺の道路が狭い上に坂道も多いため、十分交通状況に注意して登校する。
 - (1) 原則として送迎のための校内への自動車の乗り入れは認めない。事由により校内乗り入れを希望する場合は担任に相談する。
 - (2) 学校周辺も近隣住民に配慮して駐停車禁止区域(下記地図参照)を定がめられている。保護者等にも理解してもらうこと。
 - (3) 自動車、自動二輪車、原動機付自転車等の免許取得は、禁止する。また、自動二輪車への同乗は、危険が伴うため避ける。
 - (4) 事故にあった場合は、負傷者の救護を最優先するとともに、軽微な事故でも警察に通報し、指示を受ける。学校へも連絡し、事故報告書を提出する。
- 2 自転車通学は許可制とする。以下の条件やルールを確認して許可を得ること。
 - (1) 交通規則とマナーを守り、交通社会の一員として自覚をもって安全に自転車を運転する。走行時は歩行者を優先し、一時停止無視、並進、右側通行、スマホ操作、傘さし、夜間の無灯火等の道路交通法違反を犯すことなく、自他の安全に配慮しなくてはならない。また、できる限りヘルメットを着用する。
 - (2) 毎年自転車業者で安全点検をし、TSマークの発行(有料・含保険)を受ける。
 - (3) TSマークの保険とは別に自転車保険に加入する。
 - (4) 自転車の形状等
 - ①シティ車に限る。折りたたみ式、クロスバイク、マウンテンバイク等は不可。
 - ②スタンドは両立スタンドとする。
リアフェンダー(後輪泥除け)を必ずつけ、自発光式反射板を装着する。
 - ③ハブステップは禁止。
 - (5) 校内ルールを守る。
 - ①上記の条件を満たし、許可願を担任に提出して許可を受ける。
許可車輛は許可証(ステッカー)をリアフェンダーの目につきやすいところに添付する。
 - ②学校敷地内の乗車は禁止。(東坂・西坂を含む。北坂からの自転車の進入は禁止。)
 - ③登下校時とも、東坂は南側に寄って自転車から降りて通行する。下校時は西坂・東坂下の停止線で必ず止まり、前後左右の安全を確認する。
 - ④駐輪は指定された場所を守り、必ず施錠をする。
 - ⑤警察等から『自転車指導カード』を交付された場合は、速やかに担任に報告する。

第5章 部活動

- 1 生徒は、いずれか一つの部に所属することができる。
- 2 部の登録は4月とし、原則として変更は年度末とするが、年度途中に変更を希望する場合は顧問や担任に可否を確認し、所定の届け出を行う。
- 3 部活動費は、生徒総会の承認を経て決定する。
- 4 試合・合宿等に参加する時は、保護者等の承認を得る。
- 5 部室には、朝及び放課後以外は出入りしない。
また、部室は、常に清潔・整頓に留意し、活動に必要な私物を置かない。
- 6 部活動時間は放課後から19時までとする。最終下校時間は19時30分とする。
- 7 部の新設並びに廃部について、生徒会会則第7章(部活動)第26条を参照する。